

「直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出」に関する戦略的創造研究推進事業  
情報通信科学・イノベーション基盤創出（CRONOS）の対応について

2024年5月1日

2025年12月5日改定

未来創造研究開発推進部

## 1. 背景

この度、内閣府において「競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について」（令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）が決定された。これに基づき、JSTでは、「直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出」（以下「JST実施方針」という）が経営企画部によりとりまとめられ、令和2年9月17日に公開、令和7年12月5日に改訂された。

この「JST実施方針」に基づいて戦略的創造研究推進事業 情報通信科学・イノベーション基盤創出（CRONOS）での実施方針を以下のとおり定める。

※参考資料

競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（令和2年10月9日付）

[https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/pi\\_jinkenhi.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/pi_jinkenhi.pdf)

JST実施方針

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

## 2. 戦略的創造研究推進事業 情報通信科学・イノベーション基盤創出（CRONOS）における実施方針

「JST実施方針」を踏まえて「直接経費から研究開発代表者（PI）の人件費の支出」については、以下のとおりとする。

### （1）対象課題

CRONOSにおける全研究開発課題

### （2）対象者

委託研究契約書において「大学等」と認められた研究機関の研究開発代表者。また、研究開発代表者の承認の下、主たる共同研究者（海外研究機関に所属する研究者は除く）も対象とすることを可能とする（研究開発代表者および主たる共同研究者を、以下、「研究開発担当者」という）。

### (3) 支出額

「JST 実施方針」の定めるとおり、研究開発担当者の年間給与額に、年間を通じて研究活動に従事するエフォート（研究者の全仕事時間 100 %に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合）を乗じた額とすることを原則として、研究開発課題の実施に支障のないよう、上記額の範囲内で研究開発担当者が設定する。

なお、上記範囲内においても、「JST 実施方針」に則り、主たる共同研究者は原則 100 万円を上限額として設定する。

### (4) 支出条件

「JST 実施方針」に定める条件どおり、以下のすべての条件を満たす場合のみ、直接経費から研究開発担当者の人件費を支出することを可能とする。

- ① 直接経費に研究開発担当者の人件費（の一部）を計上することについて、研究開発担当者本人が希望していること。
- ② 研究開発担当者が所属する研究機関において、確保した財源を研究力向上のために適切に執行する体制が整備されていること。
- ③ 研究開発担当者が所属する研究機関において、研究の業績評価が処遇へ反映されるなどの人事給与マネジメントを実施していること。

なお、国からの資金（交付金・補助金等）、公費による人件費措置の対象者であって、かつ当該資金（交付期・補助金等）に対する人件費の置き換えが認められていない場合は、直接経費からの支出ができないため留意すること。

加えて、主たる共同研究者が人件費を計上する場合は、必ず研究開発代表者の承認を得てから申請を行うこと。

### (5) 研究機関において実施すべき事項等

「JST 実施方針」に定める内容どおり、研究機関においては、以下の事項を実施している必要がある。

- ・本制度の利用に当たり体制の整備状況や策定した活用方針を文部科学省の窓口届け出るとともに、財源の活用後には、活用実績を報告すること。

- ・研究者の処遇改善の趣旨を踏まえた適正な仕組みを構築し、運用すること。
- ・バイアウト制度の利用により業務の代行が発生する場合には、特に適切なエフォート管理に留意すること。

#### (6) 実施計画への反映等

研究開発担当者の人件費の計上は、研究プロジェクト管理システム（R3）ヘルプに従い、R3に入力するものとする。なお、研究計画が変更になる場合、支出上限を超えない範囲においては費目間流用ルールに基づき対処することができるものとする。なお、当初計画がなく期中に計画を見直して研究開発担当者の人件費の計上を行う場合には、費目間流用の範囲内であっても、研究開発計画書を修正の上、事前に当該事業へ確認をすること。

研究プロジェクト管理システム（R3）ヘルプ

<https://r3.jst.go.jp/r3web/static/html/help/help.html>

#### (7) 実施開始時期

令和6年度から導入。令和8年4月以降は、主たる共同研究者も対象とする。

以上